

第2号様式（第3関係）

令和4年度第2回豊山町国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時

令和5年3月1日（水） 午後2時00分～午後2時40分

2 開催場所

豊山町役場3階 会議室5

3 出席者

（委員）8名

被保険者代表委員 山本久富

被保険者代表委員 坪井善樹

保険医・薬剤師代表委員 野崎千佳

保険医・薬剤師代表委員 寺町信秀

保険医・薬剤師代表委員 伊藤政子

公益代表委員 水野晃

公益代表委員 岡島政信

公益代表委員 柴田賢一

（事務局）3名

生活福祉部長 日比野敏弥

生活福祉部保険課長 牛田彰和

生活福祉部保険課国民健康保険・医療グループ長 安藤幸雄

4 欠席者

（委員）1名

被保険者代表委員 渡邊みゆき

5 傍聴者

1名

6 議題

（1）報告事項

令和5年度の国民健康保険税率等について

7 会議資料

次第

会議資料「令和4年度第2回豊山町国民健康保険運営協議会」

答申書の写し「豊山町国民健康保険税の改正について（答申）」

8 議事内容

【生活福祉部長】

定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度第2回豊山町国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。私は、本日の進行を務めます生活福祉部長の日比野です。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議事録につきましてご説明します。町では、情報公開の一環として、議事録を町のホームページに掲載することになっています。本日の協議会の議事録も、発言者の個人名を伏せ、「要点筆記」にて作成し掲載しますのでご理解賜りますようお願いいたします。

議事録の内容につきましては、委員の確認が必要となります。のちほど会長から議事録署名委員2名の指名がございます。指名されました委員には後日、事務局から署名をいただきに伺いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は渡邊委員から欠席の連絡が入っておりますので報告させていただきます。また、1名の傍聴の申し出がありましたので報告させていただきます。

本日の資料につきましては、次第が1枚、会議資料が一式、答申書写しが1枚です。

それでは、会議次第に沿って始めさせていただきます。はじめに、会長からご挨拶をお願いします。

#### 【会長】

(会長挨拶)

#### 【生活福祉部長】

これ以降の会議の進行につきましては、会長の取り回しでお願いします。

#### 【会長】

それでは、会議を始めます。

まず、次第2の議事録署名委員の指名ですが、本日の会議の署名委員につきましては山本委員と坪井委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次第3の「報告事項」に入ります。事務局からの説明を求めます。

#### 【保険課長】

「報告事項（1）令和5年度の国民健康保険税率等について」を資料に基づき説明。

#### 【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

#### 【事務局】

事務局より1点補足させてください。会議資料の1つに前回会議の答申書を配付しております。前回委員の方から、物価高の状況を踏まえて柔軟な対応をしていただきたいというご意見をいただいているところです。これについて、今回税率は原案どおり改正しますが、町からの繰入金も増額することで被保険者の負担をなるべく上げないように配慮していきます。また、次年度は保健事業についても拡充を行うことで被保険者へ配慮していきます。補足については以上です。

**【会長】**

ただいま事務局より補足がありました。その他ご質問ご意見のある方は挙手にてお願いいたします。

**【委員】**

モデル世帯の表中に記載のある所得50万というのは年収ですか。

**【事務局】**

所得になりますので、収入を所得に計算し直したのになります。

**【委員】**

子どもと書いてあるのは、20歳を超えていても子どもということですか。

**【事務局】**

税法上の扶養に入れている子どもを想定しています。

**【委員】**

各モデル世帯が、全ての世帯の内は何パーセントか分かりますか。

**【事務局】**

様々な世帯員数や年齢構成がある中で、モデル区分は代表的な構成のものを抜粋しているものですので、それぞれ何パーセントかというところまでは分かりかねます。

**【委員】**

65歳から74歳の1人世帯で所得100万円の場合が国保税82,800円とあり、39歳以下の所得50万円子どもが2人いる場合が国保税74,100円とあります。比較すると1万円も変わらないが、少子化で子どもを育てていこうと思ったときに、負担があまり変わらないのはどうかと思いました。

**【事務局】**

こちらの所得につきましては、その扶養者によって控除額がありますので、そうした控除を考慮しての所得で試算しています。

**【事務局】**

補足させていただきますが、こちらはあくまでもモデルケースでございますので、全ての被保険者がここに当てはまるわけではありません。各世帯で世帯員数などが異なりますし、お子さんが何人扶養に入っているかも違います。18歳になったら就職する方もみえるかと思えますし、20歳で学生だとまだ扶養内なのかとも思います。

また、所得についても様々な控除がされて課税所得が下がる場合もあると思えますので、分かりやすいような世帯構成の方をピックアップして、どれぐらいの保険税を払うこととなるかというシミュレーションモデルケースでございます。当然、1世帯ずつ公平公正に課税させていただいているところですのでご理解を賜るようお願いいたします。

**【委員】**

モデルケースの4と5について、64歳から74歳の世帯で1人世帯は82,800円となっており、2人になれば16万円程度になると思うが237,000円となり、15万の差になっています。どのような計算でこういう差になっていますか。

**【事務局】**

国民健康保険税の構成については、一人あたりの所得にかかる所得割、一人あたりにかかる均等割、世帯ごとにかかる平等割があります。所得が多ければその分その所得割が増えます。また、世帯の人数に応じて均等割もかかりますので、そういった積み上げによってその差が生まれていると考えております。

**【委員】**

所得が増えるほど損したように感じるかなと思いました。いろいろな計算をしてみるとなることは分かりますが、システムの問題なのかもしれないですね。

**【事務局】**

委員の厳しいご意見はよくわかりますが、ご理解をいただければと思います。

**【会長】**

本日予定していました議題については全て終了しました。他に何かご意見がありましたらお聞きしますがいかがでしょうか。

(意見なしの声)

無いようですので、これをもちまして令和4年度第2回豊山町国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。

## 9 その他

上記のとおり令和4年度第2回豊山町国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者2人が署名する。

令和5年3月23日

会 長 水 野 晃

署名人 山 本 久 富

署名人 坪 井 善 樹